

届出対象行為

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為及び同条第7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為の種類及び規模を整理すると、当該届出又は通知が必要とされる行為は、以下のとおりになります。

行為又は基準		景観計画区域	東郷池景観形成重点区域
建築物の新築、増築、改築又は移転等		当該建築物の高さが 13m を超える、又は建築面積が 1,000 m² を超える	当該建築物の高さが 13m を超える、又は延べ床面積が 200 m² を超える
工作物の新築、増築、改築又は移転等	第2条第4号アからサまでに掲げる工作物（煙突等）に係るもの	当該工作物の高さが 13m （建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが 5m 又はその上端の地盤面からの高さが 13m ）を越える、又は築造面積が 1,000 m² を超える	当該工作物の高さが 5m （建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが 1m 又はその上端の地盤面からの高さが 5m ）を越える、又は築造面積が 500 m² を超える
	第2条第4号シに掲げる工作物（電線等）に係るもの	当該工作物の高さが 20m を超える	当該工作物の高さが 15m を超える
	第2条第4号スに掲げる工作物（塀等）に係るもの	当該工作物の高さが 3m を超える	当該工作物の高さが 1.5m を超える
	第2条第4号セに掲げる工作物（自動車車庫等）に係るもの	当該工作物の高さが 13m を超える、又は築造面積が 1,000 m² を超える	当該工作物の築造面積が 200 m² を超える
開発行為		当該行為に係る土地の面積が 10,000 m² を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 又は長さが 10m を超える	当該行為に係る土地の面積が 500 m² を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m を超える
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）又は水面の埋立て若しくは干拓		当該行為に係る土地の面積が 10,000 m² を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 5m 又は長さが 10m を超える	当該行為に係る土地の面積が 500 m² を超える、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが 1.5m を超える
木材の採伐		伐採面積が 10ha を超える	伐採する木竹の樹高が 10m を超える、又は伐採面積が 500 m² を超える
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積物件の高さが 5m を超える、又はその用に供される土地	堆積物件の高さが 1.5m を超える、又はその用に供される

積	の面積が 1,000 m² を超える	土地の面積が 100 m² を超える
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが 13m を超える	当該照明の対象となる建築物等の高さが 5m を超える